

「養護」及び「養育」の用語と概念に関する考察

渡邊 暁 (近畿大学九州短期大学)

Considerations regarding the terms and concepts of " Yogo " and " Yoiku "
Satoshi Watanabe (Kyushu Junior College of Kindai University)

要旨

「養護」という用語は論理的かつ体系的にとらえられることがほとんどないまま、社会的歴史的には「養育」に対応する相対概念としての役割を担ってきたと考えられる。そこで本稿では、制定当時の「児童福祉法」、次に「児童の代替的養護に関する国連指針」「社会的養護の課題と将来像」「新しい社会的養育ビジョン」に表れる養護と養育の実例に着目し、使われ方の実際を検討することにより、養護と養育の用語の変遷及び養護と養育の概念について考察する。

キーワード： 養護, 養育, 相対概念

Abstract

I think that the term " Yogo " has played the role of a concept corresponding to Yoiku without any systematic consideration. This paper will therefore examine the usage of the terms " Yogo " and " Yoiku " as they appear in the Child Welfare Act, the UN guidelines, the future of Social Child care, and New Social Childcare vision. We then consider the evolution of the terms Yogo and Yoiku and the concepts of Yogo and Yoiku .

はじめに

国連総会は 2009 年 11 月に「児童の代替的養護に関する指針」(以下国連指針)を採択した。その目的は、「児童の権利に関する条約、並びに親の養護を奪われ又は奪われる危険にさらされている児童の保護及び福祉に関するその他の国際文書の関連規定の実施を強化すること」であり「政策及び実践の望ましい方向性を定める」とある。(厚生労働省 2009 : 2)

この国連指針は、児童養護サービスのあり方に大きな影響を与え、我が国の社会的養護施策は、同ガイドラインの方向性に沿った動きへと舵取りを進めることになる。例えば「家族による養護」という児童の最善の利益に沿っていない場合は、「最も適切な形式の代替養護を特定し提供する」(厚生労働省 2009 : 2) ために、里親推進に向けて進んでいくことになる。実際に、政策主体は 2011 年には「里親及びファミリーホーム養育指針」、さらに「社会

的養護の課題と将来像」を取りまとめている。そこでは、本体施設・グループホーム・家庭的養護で受け入れる子どもの数をそれぞれ 3 分の 1 にする、いわゆる「3 分の 1 構想」が掲げられるなど、その後の制度改革に大きく影響したと言える。またこの時、公的には初めて「社会的養護」¹⁾の定義がなされている。

社会的養護は、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである。(厚生労働省 2011 : 3)

吉田はこの定義に関して、「養護の理念や機能については、付加され変化を遂げているので、児童福祉法制定当時の養護概念と同義ではない」との見解を示しつつ、「児童福祉法制定当時に使用されていた『養護』の本質は何ら変更されることなく、現在

「養護」及び「養育」の用語と概念に関する考察

の政策主体においては『社会的養護』として使用されている」（2018：6）と指摘する。つまり、問題を持つ家庭の児童を対象に、公的に養育・保護するという養護の基本概念は変わることなく「社会的養護」に継承されていると言える。

だが、2010年前後の児童福祉界は、知見では「養護」と「養育」の用語交代移行期の様相を呈しているかのようである。十分な検討を経ずに、両者の概念の差異が明確に示されることなく、とりわけこの時期は用語使用に際しては統一感がない。以下、国連指針を厚生労働省仮訳（厚生労働省 2009）と子どもの村福岡訳（子どもの村福岡 2011）の比較で見えていく（表 1）。

1. 児童の代替的養護に関する指針

右記国連指針 4 と同 65 のように、あえて「養護」使用を避け「養育」の意で言い換える、あるいは語順を入れ替えるなどで、句や文単位で同一内容になるようにした項目も見られる。

※ 国連指針 4 : a nurturing environment

○ 親による養護が不十分又はかかる（協力的で思いやりのある）養護を受けられない児童は特に、かかる養育環境を与えられない危険にさらされている。

（厚生労働省仮訳）

◇ 不適切な養育を受けたり実親の養育を受けられない子どもは、こうした育みの環境を与えられない。（子どもの村福岡訳）

同 65 : potential foster cares and caregivers :

○ 養護を担いうる里親及び養育者たち（同上）

◇ 里親養育者や代替養育者になる可能性のある人（同上）

このように、厚生労働省仮訳にある「養護」という言葉は、子どもの村福岡訳ではほぼすべてが「養育」に置き換わっている。訳語におけるこのような「養護」という言葉の取り扱い、立場の違いによるものなのかそれとも観点の違いによるものなのか、いずれにしても児童福祉分野における学会レベルでの統一見解と用語検討が必要と考える。

表 1 児童の代替的養護に関する指針

国連指針	対応する用語	
	○厚生労働省仮訳	◇子どもの村福岡訳
the Alternative care	代替的養護	代替養育
parental care	親による養護	実親の養育
caregiving role	養護機能	養育する役割
a nurturing environment	養育環境	育みの環境 ※
the care setting	養護環境	養育環境
residential care facilities	施設養護	施設養育
family-based care	家庭を基本とする養護	家庭的養育
family-like care	家庭に類似した養護	家庭に類似した養育
formal and informal care	公式・非公式の養護	公的・私的な養育
long-term care	長期的養護	長期的な養育
principal caregivers	主たる養護者	主要な代替養育者
the best form of care	最適な養護形態	養育の最善の形
caring for children with special needs	特別なニーズをもつ児童の養護	特別なニーズをもつ子どもの養育

国連指針・厚生労働省仮訳・子どもの村福岡訳を基に筆者作成

2. 社会的養護の課題と将来像

次に、「社会的養護の課題と将来像(以下課題と将来像)」に着目し、「養護」と「養育」の用語使用傾向を見ていくことにする。タイトルが示すように、政策主体において「社会的養護」という用語が定着したのが、「課題と将来像」であると言えよう。しかも、児童福祉法制定当時の「養護」概念の本質は「社会的養護」に継承されたと見られている。加えてこの文書は、国連指針翻訳語の差異に表れたように、立場や組織によって養護と養育概念に対する考えが顕在化、あるいは、ずれてきた時期に発行されている。2011年7月、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会がとりまとめた文書である。

以下は同文書に使われている「養護」と「養育」の用例を抜き出し、グループ化したものである。

A 養護

社会的養護 家庭的養護 施設養護 代替的養護 児童養護施設

むすび ② 「児童の権利、利益を養護する」とあるのは「擁護」の誤植と考えられるのでここでは除外する。

B 養育

複合名詞用例：

養育者 養育機能 養育形態 養育行為
養育環境 養育支援 養育単位 養育事業
養育里親 養育担当 養育費用 養育委託
家庭養育 集団養育 集団的養育

名詞句用例：

交代制による養育 基本的な力を育む養育
寄り添う養育 不適切な養育
養育の協働 養育の在り方 養育の技術や方法論 など

C 養護・養育混合文

1. 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、社会の公的責任で保護養育し、子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障する。 1. 基本的考え方 (1)

2. 社会的養護においては、家庭的養護を優先するとともに、施設養護も、できる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要がある。1. (3) ①
3. 「養育機能」は、家庭での適切な養育を受けられない子どもを養育する機能であり、社会的養護を必要とするすべての子どもに保障されるべきもの。1. (1) ②
4. 子どもの養育の場としての社会的養護 1. (2) ①
5. 社会的養護の基礎は、日々の養育のいとなみであり・・・同上

D 養育の動詞としての用法

- 乳児院は乳幼児の生命を守り養育する施設である。2. (2)
- 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより 2. (6) ①a
- 望まない妊娠による出産で養育できない養育しないという保護者 2. (6) ④

上記 A,B,C,D を基に考察したことをまとめて以下に記す。

①「養護」の名詞機能(概念)が強まった。養育に続く言葉の語法の多様性に比べ、養護の使用は限定的で5例のみである。

A・B 参照

養護は元々が社会的性格を持つ概念とされているが、「社会的」を冠することにより文法的には名詞句となり名詞機能が強まった。その結果動詞機能が低下し、「養育」に比べてさらに使用範囲が狭まった。つまり「社会的に養護する」は自然だが「社会的養護する」は座りが悪い。

②本報告書の場合、社会的養護を、要保護児童を社会的に「保護養育すること」(仕組みや取り組み)」と考えると、文意が明確になる。つまり、名詞概念を基本とする²⁾。

例：C1. 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを公的責任で養育保護する(ことである)。C1の用例に筆者加筆

③養育(環境・機能・場・営み)を包括する上位概念としての養護

例：C2. 社会的養護では、施設養護を家庭的な養育環境の形態に変えていく必要

C3. 社会的養護を必要とするすべての子どもに保障されるべき「養育機能」

C4. 養育の場としての社会的養護

C5. 日々の養育のいとなみは、社会的養護の基礎

一方

④養育は、元々児童福祉の基本概念として機能する主要用語³⁾であるため、養育に連なる言葉は多様である。B参照

⑤養育の場合、「養育する」「養育しない」「養育される」など「する」動詞として活用しているが、「養護」の動詞使用は一例も見られない。D参照

このことから、本報告書では、養育は名詞機能のみならず、養護を実践するための営みや行為、働きかけといった（動詞機能）を担う言葉であることが分かる。ただし、児童養護に特化した用語というより、広く一般児童を対象にしていると言えよう。

ここでは報告書の内容の是非は他に譲るとして、あくまでも「養護」と「養育」の用法を通して概念を探っていった。本文書に限られた傾向であり見解であるという前提だが、「養護」は公的に養育保護することの総称として捉えられており、言語的には養育のような個々の支援行為や実践（動詞機能）としてではなく、多様な養育を包括する「こと」（仕組みないしは取り組み）といった（名詞機能）概念で使われていることが導き出された。以上から「課題と将来像」での養護と養育との関係性で用法をまとめた時、本稿では次のような説明が導き出される。

「社会的養護とは、公的責任で要保護児童に多様な養育支援を提供する仕組みや取り組みである」

つまり、「課題と将来像」に関して言えば、養護・養育概念の使い分けにおいて整合性があり、その運用に際しては、揺れも見られず統一されていると言えるだろう。

後に「課題と将来像」は見直されることになる。「新しい社会的養育ビジョン」では、「課題と将来像」には見られなかった「社会的養育」という言葉が具体的な説明なしに登場する。

3. 新しい社会的養育ビジョン

2016年の児童福祉法改正の特徴的な点は、「子どもの最善の利益の保証」が大きく謳われたことである。その第3条の2において、「家庭における養育環境と同様の養育環境」で養育すべきであることが明記された。これにより国連による「児童の代替的養護（厚生労働省訳）に関する指針」も踏まえ、「施設養育から里親養育へ」と方向が転換することになった。

「新しい社会的養育ビジョン」では、より「家庭的」であるとされる里親やファミリーホーム養育といった形態での「代替養育」を推進するために、具体的な数値目標が提示された。また「課題と将来像」を「根本から見直す」ためか、「社会的養護」の再定義がなされた。その結果、「サービスの開始と終了に行政機関が関与し、子どもに確実に支援を届けるサービス形態を社会的養護と定義」し、「社会的養護には、保護者と分離している場合と分離していない場合の両方を含むが、分離している場合を特に代替養育と呼ぶ」（厚生労働省2017:8）こととなった。このような流れに応じてなのか、養護と養育という語の用法にも変化が見られるようになった。

次に「新しい社会的養育ビジョン（以下、養育ビジョン）」報告書本文編を基に、両者の用法傾向を考える。

新しい社会的養育ビジョン 本文編

A. 養護の用法

社会的養護—（体制）（対象者）（経験者）（措置）（ニーズ）（自立支援事業）
家庭養護—（原則） 家庭的養護
施設養護 児童養護施設

B. 養育の用法—但し「適切な養育」など名詞句は除く—

代替養育—（^か下）（指針）（体系）（施設）（措置）（家庭）（変更）（機関）（サービス）（ニーズ）
社会的養育—（ビジョン）（システム）
家庭養育 家庭的養育 里親養育 協働養育
施設養育 長期養育 代替的養育 治療的養育
養育者 養育支援 養育環境 養育場所 養育

形態 養育里親 養育プラン 養育困難 養育
体験 養育機関

4. 養護と養育の使用傾向

①A 養護の用例のうち、施設養護 家庭的養護 児童養護施設の3語は「課題と将来像」本文からの引用語（厚生労働省 2011：9）など、見直しの文脈中に表れるケースが多い。養育ビジョンにおいては、社会的養護+体制などの連結語が多い。連結語は「課題と将来像」にはなかった運用傾向と言えよう。これは、社会的養護を「子どもに支援を届けるサービス形態」と再定義したことからくる現象か。最初の定義より具体化、明確化した表現になっている分、用語連結の自由度が広がった印象を受ける。

なお「課題と将来像」では「家庭養育」という語はあっても、「養育ビジョン」にある「家庭養護」という用例は見られない。このことから、2012年の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会による「家庭的養護」と「家庭養護」の体系的整理後の用語使用例と見られる。

同じく「代替的養護」という用例は「課題と将来像」にはあるが、養育ビジョンには一例もなく、「代替的養育」が多く使われている。社会的養育への転換を強調するためか。

②「養育」の用法を、名詞句（例：「適切な養育」など）を除き慣習使用となる傾向がある複合名詞（例：養育環境など）限定で観察すると、「課題と将来像」15種類に対し「養育ビジョン」は30種類と倍増しているのが分かる。

特に目を引くのは、代替養育指針、代替養育体系といった代替養育連結語における多様性で、この用法は「課題と将来像」には一例もない。

現状を転じる新たな概念として、「養育」がその役割を担っているかのようである。

一方で、用語使用には揺れが見られる。

③社会的養護に関する実践的研究（厚生労働省 2017：46）と社会的養育に関する研究（厚生労働省 2017：46）が差異の説明なく同ページ内に文脈依存的に出てくる。

④次の事例下線部を共に「社会的養護」に置き換えても、文意は変わらないと考えられる。

○子ども家庭への養育支援から代替養育までの

社会的養育の充実（厚生労働省 2017：6）

○社会的養育の新しいビジョンを実現するためには改革が必要であり・・・（厚生労働省 2017：46）

⑤下の事例の「家庭養護」と「家庭養育」の使い分けが曖昧である。

○現在の家庭養護では提供できない専門性の高い乳幼児施設ケア（厚生労働省 2017：35）に対して、

○乳幼児から原則家庭養育を達成すべきである（厚生労働省 2017：31）

⑥用語が統一されていない

○乳幼児の施設養護は乳幼児家庭養護原則により（厚生労働省 2017：35）

○特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため（厚生労働省 2017：47）

以上から、「家庭養護」と「家庭的養護」といった養護間では用語の整理はなされたというものの、報告書では第一に「社会的養護」と「社会的養育」、あるいは「家庭養護」と「家庭養育」という用語が対比するわけでもなく別個に混在していること、第二に用語使用に際して統一性に欠けることから、十分な現状論議や用語検討を経ずして、拙速に流れたのではないかという印象をうける。本稿では、松浦の「旧来の制度を保護中心のものと批判的に捉え、それを転換する新たな概念として養育が強調されている」（松浦 2021：95）という見解を否定できない傾向を示した。

5. 「社会的養護」（代替養護）から「社会的養育」（代替養育）への用語変換

養育ビジョンでは、脱施設化が目指されていること、障害児や医療的ケア児にも焦点を当て、「社会的養護」に位置づけられたこと、子どもの養育について社会全体を視野に入れたより包括的な方向性を示しているなど、「社会的養護」の枠組みが広がっている。これらは時の勢いも感じられ、積極的に評価されるべき点であろう。

だが本稿では、そのような評価は別として、三種の報告資料に表れる「養護」および「養育」という言葉に着目し、資料中に使用された事例を基に概念考察を試みた。従って以下は、報告書の内容評価で

はなく、あくまでも「用語」を通して観察した見解である。

養育ビジョンにおける社会的養護の定義は「サービスの開始と終了に行政機関が関与し、子どもに確実に支援を届けるサービス形態」(厚生労働省 2017: 8) とある。一方、「課題と将来像」の定義は、前述のように「(児童を) 公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと」である。「課題と将来像」の政策や実践を想起させる説明に対し、「養育ビジョン」では、外から眺めたありようを示す「サービス形態」に代わっている。

制度や実践を意味するのではない「サービス形態」を使用したのは、先に学術会議・社会学委員会が「社会福祉学の固有の視点は」として明記した「実体(現実)としての社会福祉を政策と実践に分け、これらが相互に連関するシステムとして捉えること(下線筆者)」(日本学術会議社会学委員会 2015: ii) を意識した用語なのか、換言すれば、社会的養護政策と社会的養護実践とが相互に連関するシステムとして養護概念を捉え直そうとの意図を打ち出したものか。

また、①社会が保護者と共に子どもの養育に責任を持つ姿勢を強調した、②加えて要保護児童に特化するのではなく、すべての子どもを対象とすることの強意として「社会的養育」を使用しているとも養育ビジョンからは読み取れる。ただしこの2点は、1947年6月2日「児童福祉法案」前文に「児童福祉の原理」として既に記されていることであり、「社会的養護」に代わる概念としての説明は何らなされていない。再定義に至った背景と共に疑問が残るところである。

「養護」概念は、戦後積極的で明朗な内容の法案を目指し審議する途上で、名称を含む大幅な修正の結果、「児童福祉法」制定時の児童保護施設のひとつである「養護施設」という名称で使用されている。

第41条 養護施設

養護施設は、乳児を除いて、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護することを目的とする施設とする

(1947年12月12日)

この児童福祉法で使用された「養護」は、戦前期から一般的に教育学用語として使用されてきた養護概念とはおおきく異なる意味をもつものであった。そのため、「児童福祉法」上の「養護」に関して吉田は、「同法成立と同時に厚生省の法令用語・行政用語として新たに作られた概念といえる」(吉田 2018: 2) とみている。

法案成立にあたり、塚本は次のような談話を残している。

「終戦後の社会状態の急変と思想的な転換を機とし、わが国は文化国家として児童福祉問題を大きくとり上げこゝに児童福祉法の成立をみたことは、実に画期的な意義をもつもので慶賀に堪えません」⁴⁾

様々な法立案成立過程資料には、名称が養護施設になった理由は見いだせないものの、成立に関わった人たちの審議の軌跡が読み取れる。「養護」という用語は児童の福祉増進のため必要な措置を講じ、明るい日本再建の基盤を培おうとする過程で生じた言葉である。明るいかどうかは別にして、そのような児童福祉文化遺産ともいえる歴史的な言葉に代わり、今はその場所に「社会的養育」が使われている。

「新たな社会的養育」という用語の本質を、「養育ビジョン」ではほとんど定義することなく使用していることに対して、浅井は次のように述べている。

児童養護の考え方や視点の転換が法律・制度・運営や実践のあり方に影響を及ぼし、その過程で概念や用語の転換がなされるのが実際である。決して用語の転換が「家庭養育優先原則」に直結し、社会的養護の実態を変革するものではない。

<中略>

「養護」は経済的貧困と家族問題を内包した概念・用語であり、このような社会的歴史的に形成されてきた用語を具体的な論証抜きに勝手に定義し意味づけることには同意できない。

(浅井 2018 : 24-25)

浅井の指摘は当然で、残念なことに、現在も養護・養育ともに十分な検討を経ずに使用されているという感が否めない。つまり本稿では、「養護」は論理的かつ体系的にとらえられることがほとんどないまま、社会的歴史的には「養育」に対応する相対概念としての役割を担ってきたと考えられるのである。

「養育ビジョン」ではこのほか「ケア」という外来語が度々出てくるが、時により「養護」だったり「養育」だったり、あるいは「支援」や「治療」の意味で使用されている。今後は三語の整合性と共に、使い分けに関しても統一見解が望まれる。

おわりに

本稿では、「養護」概念を探るにあたり、制定当時の「児童福祉法」、次に「国連指針」「社会的養護の課題と将来像」「新しい社会的養育ビジョン」に表れる用例に着目し、使われ方の様相を検討した。結果は以下のとおりである

「国連指針」では、「CARE」の厚生労働省仮訳が「養護」であるのに対し、子どもの村福岡訳ではそのほとんどで「養育」概念を使用している。このことから、二つの言葉は児童福祉分野の基幹用語であるにもかかわらず、用語使用に際しての統一見解はないものと考えられる。

「課題と将来像」では、内容の是非は別として、「養護」「養育」の用例に揺れは見られず、使い分けに一定程度の整合性を観察することができた。「養護」が仕組み(制度)・取り組み(実践)などを意味する名詞機能(「こと」概念)であるのに対し、「養育」は支援・行為・営みなどの動詞機能(「する」概念)を担っていた。

「養育ビジョン」では、十分な説明もなされないまま、従来「養護」が担っていた箇所に「養育」が使われており、用法の乱れや揺れも観察された。これにより浅井の、「ビジョンでは『社会的養護』に代わり『社会的養育』という概念が使われ、前者に比較して権利保障の拡充という観点でも、対象の広がり(すべての児童)」という面でも基本的な違いが

あるかのように恣意的・誘導的に使われている」(浅井 2018:23)という指摘を否定できない結果となった。

それにしても、「養護」は日本語(漢字文化)の特質を反映した言葉とも考えられる。英語圏では「CARE」で済むところを、より深く養育・保護の歴史的理念までを想起させるところが、正に「表意文字」たる所以である。そのためその便利さに寄りかかって、あたかも共通概念であるかのように、つまり「見ればわかる」的に考えられ、関係者は科学的な論証を怠ってきたのではないだろうか。加えて「養護」概念は、制度体系あるいは社会・施設・家庭との相互関係の中で変遷を余儀なくされてきた。今回も個別の科学的な用語検討を経ることなく、対比や相互関係(相対概念)に寄りかかって「理念は後からついてくる」的に急いだとしたら、残念なことである。

立派な二つの言葉が、相対的なイメージ操作に利用されることがないように、また「社会的養護」と「社会的養育」の概念が共通理解されないまま、立場によって用法が異なることのないよう、学会レベルでの論議が望まれる。

注

- 1) 「社会的養護」という用語の登場は、吉沢英子らが保母養成テキストとして出版した『養護原理』(1967 大谷・吉沢)が最初とされる。その後社会福祉分野においても徐々に浸透が見られるようになったが、2003年に「社会的養護のありかたに関する専門委員会」が設置されたのを契機に、政策主体において「社会的養護」が本格的に使用され始めるようになる。
- 2) 「社会的養護の課題と将来像」の(1)理念と機能には「社会的養護は、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである」とあり <社会的養護は・・・こと>と体言(名詞)止めになっている。主語と述語を対応させて定義のような書き方にしているが、ここで名詞概念まで意識した結果かどうかは不明である。

「養護」及び「養育」の用語と概念に関する考察

- 3) 児童福祉法の制定過程で「養育」は児童福祉の基礎・根幹に位置づけられる用語であり「養育」概念をベースに児童福祉の領域別課題が示されていることから、浅井（2018:25）は「養育」を児童福祉問題に限らず広く一般児童を対象とした概念と捉えている。
- 4) 児童福祉法案を審議した塚本参議院厚生委員長談話（児童福祉法研究会編 1978：772）

引用文献

浅井春夫・黒田邦夫(2018) 『施設養護か里親制度かの対立軸を超えて』明石書店
厚生労働省新たな社会的養育の在り方に関する検討会（2017）『新しい社会的養育ビジョン』
厚生労働省児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ（2011）『社会的養護の課題と将来像』

国連総会採択決議 64/142. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課仮訳（2009）『児童の代替的養護に関する指針』
子どもの村福岡（2011）『国連子どもの代替的養育に関するガイドライン：SOS 子どもの村と福岡の取り組み』福村出版
児童福祉法研究会編（1978）『児童福祉法成立資料集成 上巻』ドメス出版
日本学術会議社会学委員会社会福祉学分野の参照基準検討分科会（2015）『報告 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準社会福祉学分野』
松浦崇（2021）『新しい社会的養育ビジョン』における『社会的養育』・『社会的養護』概念『社会的養護研究 Vol. 1』創英社
吉田幸恵（2018）『社会的養護の歴史的変遷 —制度・政策・展望—』ミネルヴァ書房